蔵王町公告第 ５４ 号

入　札　公　告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 11 月 4 日

蔵王町長　村上　英人

１　入札に付す工事

(1) 工 事 名　令和 8 年度 交補 3 号 町道西浦谷地線舗装工事

(2) 施工場所　蔵王町大字円田字西浦上地内

(3) 工　　期　契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 工事概要　施工延長　L=500.0m　幅員　W=5.5+2.5(9.5)m

舗装工

路盤 RC-40 t=10 cm	A=526m2
表層 再生密粒度 As13F t=3cm	A=915m2
表層 再生密粒度 As20F t=5cm	A=2,765m2

縁石工

歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	L=159m

区画線工

区画線　実線　15 cm	L=636m
区画線　破線　15 cm	L=100m

(5) 支払条件　前金払 40％以内、その他中間前金払及び部分払　有

(6) 契約保証金　契約金額の 100 分の 10 以上の額

(7) 入札方式　条件付一般競争入札

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しないこと。

(2) 令和 7・8 年度蔵王町競争入札参加登録承認業者名簿に登録されている者であること。

(3) 蔵王町建設工事執行規則「平成 14 年蔵王町規則第 12 号」（以下「執行規則」という。）第 4 条第１項の規定に基づく建設工事競争入札参加登録（以下「登録」という。）を受けている舗装工事Ａ等級以上であること。

(4) 蔵王町内に本社（店）又は営業所を有していること。

(5) 過去 10 年間で国又は地方公共団体発注の舗装工事を元請として受注し、完成した実績があること。

(6) 配置技術者は建設業法に規定する土木工事に対応する国家資格等を有する技術者を配置できること。監理技術者等については、入札参加受付の手続きを行った日より 3 か月以上前から、入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。

(7) 蔵王町建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(8) 蔵王町暴力団等排除措置要綱（平成 20 年蔵王町要綱第 24 号）別表の措置要件のいずれかに該当しないこと。

3　入札参加の申込み

(1) 提出書類　　入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

① 入札参加資格承認申請書（様式 1）

② 同種工事の施工実績（様式 2）

③ 配置技術者届出書（様式 3）

(2) 提出場所　　蔵王町役場建設課

(3) 提出期限　　令和 8 年 11 月 13 日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 4 時までとする。

4　入札参加資格の審査結果の通知

(1) 入札参加資格の審査は、蔵王町契約業者指名委員会が行う。

(2) 入札参加資格の審査結果については、令和 8 年 11 月 18 日（水）に入札参加資格承認通知書（様式 2）により通知する。また、入札参加資格を有すると認められなかった者には理由を付して入札参加資格不承認通知書（様式 3）により通知する。

(3) 入札参加資格を有すると認められなかった者は、その理由について書面で問い合せをすることができる。

5　設計図書の閲覧

(1) 閲覧期間　　令和 8 年 11 月 4 日(水)から令和 8 年 11 月 20 日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧場所　　蔵王町役場　閲覧場（2 階 第一会議室隣）

(3) 貸　　出　　希望者には設計図書の貸し出しを行う。貸出期間は 1 日を限度とする。

6　設計図書に関する質問等

設計図書等について質問があるときは、閲覧場所に備え付の質問書に記入し持参すること。

(1) 受付期間　　令和 8 年 11 月 4 日(水)から令和 8 年 11 月 13 日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 回答期間　　令和 8 年 11 月 18 日(水)から令和 8 年 11 月 20 日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 4 時までとする。

(3) 回答方法　　蔵王町役場　閲覧場（2 階 第一会議室隣）において閲覧に供する。

入札参加者は、全ての質問内容を把握し、その内容が入札条件に含まれるものとする。

7　入札執行の日時及び場所

(1) 日　時　　令和 8 年 11 月 24 日(火)　午前 10 時

(2) 場　所　　蔵王町役場　大会議室（3 階）

8　入札要領

(1) 代理人をもって入札する場合は、必ず、委任状を持参のうえ提出すること。

(2) 蔵王町建設工事執行規則（平成 14 年蔵王町規則第 12 号）及び蔵王町工事請負契約書、変更契約書等の様式を定める規程（平成 11 年蔵王町規程第 6 号）による。

(3) 入札に参加するのに必要な資格のない者の行った入札、虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。この場合においては、指名停止要項に基づく指名停止措置を行うことがある。

(4) 5 千万円以上の請負契約金額の場合は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和 39 年条例第 86 号）の規定により、町議会の議決を経てから契約の効力が生じるので、それまで仮契約となること。

(5) 予算の都合上、将来事業量を縮小して請負金額を減額する場合があるから承知のうえ入札又は契約すること。

(6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税 10%を除いた金額）を入札書に記載すること。

(7) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

(8) 最初の入札時に入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を入札執行者の指示により提出すること。工事費内訳書の提出のない入札は無効とする。

(9) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合、同価入札をした者はくじ引きを辞退することができないこと。

９　入札保証金

入札保証金は免除する。

１０　落札者の決定等

(1) 入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上をもって入札した者を落札者とする。

(2) 請負契約締結に当たり、落札者は消費税法に定める課税事業者か免税事業者かを確認するので届出書を提出すること。

１１　入札の中止、延期等

入札が適正に行われないおそれがあるときは、入札を延期し又は取りやめることがある。

１２　入札手続きにおける担当課・問合せ先

蔵王町建設課　電話　０２２４－３３－２２１４